

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の概要

(1)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令（平成23年環境省令第32号）による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の一部改正に伴うもの

(2)東三河総局の設置等に伴うもの

2 改正の内容

(1)第23条第2号の改正

「第17条第1号」を「第17条第1項第1号」に改める。

(2)第30条の改正

「県民事務所又は山村振興事務所」を「東三河総局又は県民事務所」に改める。

3 施行期日

平成24年4月1日

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

(施設管理者の資格)

第二十三条 条例第二十条第四項の規則で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 略
- 二 省令第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる者
- 三 略

(書類の経由)

第三十条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める東三河総局又は県民事務所の長を経由して提出しなければならない。

- 一 第四条第一項、第六条及び第八条に規定する書類 当該県外産業廃棄物の処分を行う施設の所在地を所管する東三河総局又は県民事務所の長
- 二 第十一条第一項及び第十二条第一項に規定する書類 当該説明会に関する法第八条第一項等の許可に係る施設の設置の場所を所管する東三河総局又は県民事務所の長
- 三 第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第二十一条及び第二十二条に規定する書類 当該小規模産業廃棄物焼却施設の設置の場所を所管する東三河総局又は県民事務所の長
- 四 第二十五条第一項及び第二十七条に規定する書類 当該特定産業廃棄物の保管の場所を所管する東三河総局又は県民事務所の長

旧

(施設管理者の資格)

第二十三条 同上

- 一 略
- 二 省令第十七条第一号及び第二号に掲げる者
- 三 略

(書類の経由)

第三十条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県民事務所又は山村振興事務所の長を経由して提出しなければならない。

- 一 第四条第一項、第六条及び第八条に規定する書類 当該県外産業廃棄物の処分を行う施設の所在地を所管する県民事務所又は山村振興事務所の長
- 二 第十一条第一項及び第十二条第一項に規定する書類 当該説明会に関する法第八条第一項等の許可に係る施設の設置の場所を所管する県民事務所又は山村振興事務所の長
- 三 第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第二十一条及び第二十二条に規定する書類 当該小規模産業廃棄物焼却施設の設置の場所を所管する県民事務所又は山村振興事務所の長
- 四 第二十五条第一項及び第二十七条に規定する書類 当該特定産業廃棄物の保管の場所を所管する県民事務所又は山村振興事務所の長